

第 3 1 回
道州制ビジョン懇談会

平成 2 1 年 7 月 1 3 日（月）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 5時03分開会

○江口座長 それでは、大臣がお見えになりました。

ただいまから道州制ビジョン懇談会の第31回会合を開催させていただきます。

本日はお忙しい中ご参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

まず、佐藤大臣より一言ごあいさつを賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤大臣 ご紹介を賜りました佐藤勉でございます。

6月12日に道州制担当大臣を拝命いたしました。歴代の担当大臣に引き続きまして、道州制の実現に向けて努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は大変お忙しい中、道州制ビジョン懇談会にご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、委員の皆様方には、大変熱心にご議論をいただいておりますことに、改めまして感謝の意を表する次第でございます。

本懇談会での熱心なお取り組みもございまして、最近では、道州制に関するマスコミの報道も大変多くなされ、また与党、経済界におきましても、道州制をめぐる議論が熱を帯びてきております。先月、閣議決定をされました「基本方針2009」においても、道州制基本法の制定に向けた方針が明記されたところでございまして、道州制はこの国のあり方を決める極めてスケールの大きい課題でございます。

国民的な議論を盛り上げていただくためにも、まずわかりやすい絵を描くということが、大変大事だと思っておりますし、委員各位におかれましては、そういった観点から一つ一つ詳細な制度設計というよりは、大変大きなビジョンを示していただきたいと思います。

大変生意気なことを言って恐縮でございますけれども、来年3月の最終報告の取りまとめに向けまして、今後とも皆様方の精力的なご議論をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○江口座長 どうもありがとうございました。

それでは、カメラの方もお済みになったことと思います。

(プレス退室)

○江口座長 大臣には、できるだけ長くおいでいただきたい、お話をお聞きいただきたいと思いますが、よんどころないご事情もあり、また予定もあるということですので、適当なときに引き上げていただいてよろしいかと思っておりますので、ご自由にご判断いただきたいと思います。

それでは続きまして、委員の異動でございますけれども、資料1をごらんいただきたいと思います。

先般、道州制協議会の佐々木委員長がご退任されまして、後任に松澤委員がご就任されましたので、ご報告いたします。松澤委員は今回初めてご出席ですので、自己紹介を兼ね

まして、一言ご発言をお願いしたいというふうに思います。

(大臣退室)

○松澤委員 東北経済連合会副会長の松澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

せっかくの機会でありますので、一言だけ私の道州制についての考え方について、お話しさせていただきたいと思います。

私は、この6月まで東北電力の福島支店長を務めておりました。この福島県というのは、かつての明治維新の戊辰戦争におきましては、官軍と最後まで戦った反骨の会津の魂が色濃く残っているところでございます。この会津のほかに、福島県というのは、県都・福島、あるいは商業都市の郡山がございます中通り、また工場、そして火力・原子力発電所が並ぶ浜通りと、3つの大きな地域に分かれておりまして、文化も歴史も気候も全く違う地域から成り立っております。そういうようなこともありまして、平成合併が進む中におきましても、比較的市町村がそのまま残っているところが多いところだというふうに思っております。現在でも59の市町村が残っているところでございます。

こういった地域状況を見ましても、日本の将来の姿や道州制を考える場合、地方の目線を意識した基礎自治体のあり方が大変重要になるというふうに考えております。いろいろ各自治体の首長さんと話をいたしましても、合併というものを選択せずに単独で生き残って、活性化を図りたいという市町村も数多く見受けられました。いずれ、この懇談会でも基礎自治体につきましては、平成の合併の検証や最適な基礎自治体の規模というものをしっかりと議論していく必要があると思います。

そして、何よりも、私どもが感じておりますことを一言申し上げさせていただきます。

地方は、東京一極集中、産業集積の偏在によりまして、地域格差の拡大、地方財政の悪化などによる閉塞感に直面しております。これを打破していくために道州制の導入に期待も大変大きいわけであります。しかし、その一方で、道州間の平等な競争を担保する環境整備が不十分であるというふうに感じております。つまり、競争力の基盤の一つでもあります社会資本の整備につきまして、首都圏や近畿圏、東北圏の間には大きな格差が生じております。整備のおくれた地域は、企業誘致等の産業振興施策や行政サービスの質の面で、当初から不利な条件を内包したまま道州間の競争に直面していくことになります。

このことから、道州制導入の効果を最大限に発揮していくためには、道州制移行までに平等な競争を阻害しない制度設計や社会資本整備を行うことが不可欠とも考えております。このビジョン懇談会では、大局的な国のデザインを描くため、論議すべき点が多々おありだというふうに思っておりますが、東北の経済団体を代表して、ぜひこのことだけは申し上げておきたいと思ひまして、発言させていただいたものです。

どうぞ、今後ともよろしくお願いいたします。

○江口座長 どうもありがとうございました。

それでは、議題に入る前ですけれども、最近、私のほうで全国から講演要請がありまし

て、特に学生さんからの要請も多いということで、一応ご参考までにご報告させていただきます。

東京大学、慶應大学、早稲田大学、同志社大学、立命館大学、関西学院大学、拓殖大学でそれぞれ講演依頼があって行ってまいりました。延べ1,500人ぐらいの学生さんたちが参加をしたわけですが、アンケートに答えてくれた人は983名ということで、5月から7月の間に集中的に、やはり4月は入学式の後だと思うんですが、要請がありました。

これでアンケートの結果ですが、「地域主権型道州制をご存じでしたか」というと、意外だったことは、知っていたというのは72%、知らなかったというのは28%。それから「地域主権型道州制に賛成ですか」というのは、賛成であるというのは20%、どちらかといえば賛成であるが45%、どちらかといえば反対であるが6%、反対であるが1%、わからないが28という数字です。

それから、「地域主権型道州制実現に最も必要な要素は何だと思われますか」ということで、政治の力が28%、それから公務員の協力というのが10%、それから世論の高まり、これが一番大きかったですね、46%、その他16%というようなことで、あとその他については、いろいろコメントがついておりますけれども、若い学生、大学生の人たちも、地域主権型道州制ということについて、大変関心、興味を持つように、東京も関西もそうですけれども、それで東京、青山、早稲田、横浜市立、慶應は地域主権型道州制研究会、そしてそのまた連合会をつくろうというようなことで動き始めているということです。

よく私のほうは、勘で申し上げるのは大変失礼かもしれませんが、地域主権型道州制は、国民の間では50%の認知を得るようになってきているのではないだろうか。これも、皆様方、委員の先生方にいろいろなところで話をさせていただいたり、あるいはまた紙面で取り上げていただいたりしている結果ではないかと、厚くお礼を申し上げます。

学生たちが地域主権型道州制を知っているというのが72%だったということについては、私は大変仰天するぐらい驚いたということでもあります。もっとも、私が講演をした対象が、どちらかという政治学科、あるいはまた政治学部の学生たちであったということは、多少この数字に影響を与えているのかもしれない。しかし、いずれにしても、だんだんと国民の意識の羅針盤が、地域主権型道州制というところにおさまりかけてきていると、収れんしてきているというような傾向にあるということは、言えるのではないだろうかということが、私の昨今の感じであります。

なお、学生以外にも、この半年間で7月13日までに、今年63回の北海道・北見から沖縄までの講演をして、世論喚起に努めさせていただいているということを冒頭に申し上げます。

それでは議事の1番目、中部経済連合会が取りまとめました「中部州の姿」についてご報告をいただきたいというふうに思います。

本日、川口委員が所用により欠席ということでございますので、中部経済連合会の山内

専務理事及び林理事からご説明をいただきたいと思います。

中部経済連合会、あるいはまた名古屋を中心にしました東海地域は、非常に道州制について熱心で、私も5回ほど今度また出かけますけれども、講演会とかシンポジウムが開かれておる、そういう活発なところでございます。

お手元の資料2をごらんください。なお、ご質問、ご意見がおありだと思いますけれども、議事の2番目、九州経済連合会のご報告の後にまとめてお願いしたいと思います。

それでは山内専務理事、すみませんけれども、よろしくお願い申し上げます。できれば15分ぐらいでということで、お話をおまとめいただければありがたいと思います。

○山内中経連専務理事 中部経済連合会の山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元でございます資料2-2、A3判のカラー刷りの資料を見ていただきたいと存じます。資料2-1として「中部州の姿」という冊子もお配りいただいておりますが、これはちょっとボリュームが多いものですから、要点をまとめました資料の方にしたいましてご説明いたしたいと思います。

私ども中部経済連合会では、これまで数次にわたりまして提言、報告等を行ってまいりました。今年の3月に発表いたしました提言「中部州の姿」は、通算で第5弾でございます。なお、先ほど座長から道州制の認知度についてお話がありましたが、私どもも今年、中部5県の自治体の首長さん、議会議長さん、それから会員会社の皆さん、こういったところにアンケートを予定いたしております。道州制について、今どういった理解度合いかということを確認して、今後どういった点を問うていくべきか、私どもとしても検討していきたいと考えておるところでございます。

それでは、お手元の資料の1ページ目をご覧ください。まず、私どもが「中部州」と主張いたしておりますのは、左上の地図にあります中部5県をまとめました姿であります。

その概要は、左下のところでございますように、人口でいきますと全国の14%弱、面積は11%強、それから地域の総生産が全国の15%ほど。また工業品出荷額については全国の4分の1以上、27.1%に上っているということであります。あとは数字を見ていただければと思いますが、工業品の出荷額が特段に多いということが特徴だと言えまして、人口とか面積あるいはGDPという点で見ますと、中部5県はオランダ1国にほぼ匹敵するというところであります。

では、資料の右上をご覧ください。中部というのは非常に国の出先機関が輻輳しておるところであります。図が大変細かくて恐縮でございますけれども、上のところにずっと県が区分してございます。ここで左から、長野、岐阜、静岡、愛知、三重と、この5県が中部州として私どもが括っておるものでございます。5県をちょうど中部圏と位置づけて対応していただいておりますのが、国土形成計画に基づきます広域地方計画の区域です。見難くて恐縮ですが、提言本文の18ページにはもう少し拡大した図がございますので、詳細はこちらをご覧くださいと思います。

ご覧のとおり、中部5県における国の出先機関の管轄は、どれもぴたっと一致しているものがないという状況でありまして、この図からも関東とか信越とか、いろいろなものがあるということがおわかりいただけたらと思います。中部というのは本州の中央に位置し、いろいろなものが重なっていることから、こういう状況になっているということが言えようかと思います。

右下にまいります。こちらにございますように、広域地方計画の計画区域として「中部圏」が法定されております。区域を決める際にこういったことが勘案されたかと言いますと、「産業、経済、人材等の地域資源の多様性と規模」「国際空港や主要港湾など、基幹的な国際交流基盤」「防災・減災対策や災害時の代替性確保、水資源等の安定的供給」、それから「自然、経済、社会、文化等における密接な関係」等です。私どもとしましては、こういった要素を勘案して策定された広域地方計画区域「中部圏」が、道州制の枠組みを考える際に基礎になってもいいのではないかと考えまして、「中部圏」すなわち中部5県を「中部州」と位置づけたわけであります。

次のページに行かせていただきます。左上に「Ⅰ．中経連が提唱する道州制とは」という項目がまとめてございますが、こちら辺は、これまで当ビジョン懇談会におきましても議論されていることとほとんど同じでございます。私どもとしましては、上の破線の中にございますように、人口減少、生活圏の拡大、あるいは国・地方を通じた財政危機、それから国と地方の役割分担の再構築、こういったようなことを考えますと、矢印の下にございますように、国から地方へ権限と大幅に移譲し、国と基礎自治体の間に広域自治体である州を設けるべきだという考えでございます。そして私どもは、おおむね10年後、2015年から2018年という数字を掲げ、これを目途に道州制に移行するという提案をしておるところであります。

次に「Ⅱ．基礎自治体と州との関係」であります。地方分権を進めまして、基礎自治体が住民生活に身近な事務を企画・立案・執行する形を目指すということでありまして、基礎自治体は住民に密着した部分を全部持つことが基本だと考えております。そして、基礎自治体は人口・財政規模にかかわらず一定の事務事業を担うため、すべての基礎自治体が同格であるというふうに考えたところであります。

これを基本としつつ、小規模な基礎自治体に対しましては、周辺自治体の協力、あるいは州政府が地方事務所とも言えるべきブロック機関を設けて、補完する必要があるというふうに考えております。また、いわゆる「都市州」という考え方もこのごろ言われておりますけれども、私どもとしましては、基礎自治体への補完等を考える上では適当ではない、都市州というのは設けるべきではないのではないかとこのように考えておるところでございます。ただし、東京23区につきましては、これはその規模ゆえに、別途検討が必要であらうかというふうに考えるところでもあります。

右上にまいりまして、「Ⅲ．中部州の構成」であります。早期の道州制移行を実現するために、現行憲法の枠内で可能な制度とする必要がある、すなわち憲法改正を前提にして

おらないということでもあります。そして、州は現行憲法に定めます普通地方公共団体であるとの位置づけでありまして、直接公選の首長と議会を持つ、そういった州を念頭に置いております。中部州は先ほど申しましたように、長野、岐阜、静岡、愛知、三重の5県でございます。

次に、州政府の統治機関の中枢が置かれる州都でありますけれども、これは必ずしも現在県庁所在地があるところを選ぶ必要はない、それは州が独自に考えればいいという位置づけでございます。とはいえ、少なくとも州の設立当初については、やはり交通利便性にすぐれた都市に置かれることが経済的にも一番合理性があるのかなというふうに考えているところであります。

それから、州の首長の重責を考えますと、それに対応する選挙制度の見直し、例えば選挙期間を長くしてもっと候補者の主張を身近に感じてもらうとか、あるいはインターネットを活用するといったような選挙制度の見直しや、アメリカの大統領のように2期8年を限度とする多選制限というのが適当であろうというふうに考えます。加えて、部局長へ政治任用を拡大するといった配慮をする必要があるのではないかと私どもは考えたわけでございます。

また、現在5県の県議会議員は定数の合計で300名以上となるのですが、州議会の議員は、そのおおむね3分の1に相当いたします100名程度というふうに考えたところでございます。これは、現在の国会議員の定数を人口で割りますと約17万人に1人の割合で選出されるという形になっております。国の仕事の多くが州に移ることを念頭に、この割合を参考にいたしますと、中部圏の人口が1,700万人強でありますので、大体100名くらいが妥当かと考えたところでございます。それから、首長のリコール・議会の解散など、住民の意思を直接問う制度ももちろん設けるということでございます。

そして、最後に「Ⅳ．道州制で変わる中部の地域社会」のイメージということでもあります。私どもとしましては、国から州へ権限と財源を移譲することによって、中部の実情に合った広域的な産業振興や重点的な社会資本整備が進むというふうに考えております。

そして、州政府が独自の施策を展開することで、住みやすい地域、働きやすい地域である中部州を実現すると、こういったことを念頭に置きまして、その詳細につきましては次のページ以降に幾つかの項目を挙げまして、一つのイメージというのを描いてみたところでございます。「10分野の具体像」というふうに名づけております。

3ページをご覧ください。（１）として「環境先進地域・中部」を形成できるのではないかと述べております。中部地方は非常に豊かな自然に恵まれておりまして、それから有力な環境技術を有する企業も集積しておりますので、道州制のもとで環境先進地域としてさらに発展を遂げる、こういったことが可能になると考えております。また、道州制に移行いたしますと、商工業の振興や環境規制・対策、こういったことを州が行えるわけでありますので、広域で産学官の連携を深め、環境技術の高度化に努めることが可能になるというふうに考えております。

例示といたしまして、中心市街地への車両の乗り入れの規制等をしっかりとやるとか、あるいは州独自の施策で環境負荷を低減した交通体系を実現する、こういったことも可能になるであろうと考えております。それから、水資源の利活用・循環の促進とか、あるいは再生可能エネルギーの利活用の促進、こういったこともより機動的にできるのではないかなというふうに考えるところであります。

(2)の「高度な産業集積」であります。先ほど申しましたように、中部は輸送用機器、電気、電子、プラスチック等々、多様な業種が集積しております我が国有数の工業地帯でございます。そういった中で、現在は各県が個別に展開しております産業政策を州政府が一元的に担うと、広域的な見地に立った産業振興を進めることが可能になると考えております。

例えば海外企業誘致をする場合の窓口の一元化が図れるとか、あるいは各県がっております公的な研究施設をもっと集約・再編して、より高度な研究開発ができるのではないかな。それから、航空機産業・ロボット産業といった地域の強みを生かした次世代の産業への重点投資が促進される、こういったことも可能になろうということでございます。

それから、右上へ行きまして、(3)「社会資本整備による地域振興・国際交流の促進」でございます。道州制に移行した後、中部州が持続的な発展を遂げるためには、社会資本の着実な整備が欠かせないところであります。そういった中、国から州へ権限と財源が移譲されることで、国際競争力の強化に資する空港・道路・港湾等の整備・管理を戦略的かつ効率的に進めることが可能となり、グローバル時代により的確に対応することが可能になるというふうに考えるところであります。例えば地域のニーズに基づいて国際交流・通商拠点の形成に資する空港等のインフラを重点的に整備できる。それから、州が設置から維持管理まで一貫して実施することで、社会資本整備の効率化が図れる、こういったことが考えられるかと思います。

(4)の「州独自の教育体系の構築」であります。中部州が持続的な発展を遂げるためには、やはり人づくりが不可欠ということで、教育の充実が重要課題であります。そして、教育行政を州と基礎自治体に集約して、州ごとに特色ある教育体系を構築することも可能になろうと考えます。

例えば中部5県下でございます国公立大学を「中部州立大学」として再編することも可能となります。高名なアメリカのカリフォルニア大学は、ユニバーシティ・オブ・カリフォルニアの名前のもとに、バークレー校とかロサンゼルス校とか、個性ある大学が複数あるわけですが、そういった運営も可能であるというふうに考えております。それから、州独自の教育カリキュラムによりまして、語学教育を幼年時からやるとか、あるいは公立の中高一貫教育等、こういった柔軟性を導入することができようと考えております。

次のページをご覧ください。(5)の「一体的な森林整備により自然災害への備えを強化」であります。中部は大変長大な河川、急峻な山岳等を持っております、大変森林資源が豊かなところでございます。こういった中で、後段にありますように州政府が総合的な

森林計画を策定することで、水源涵養とか治山治水への対応を厚くすることができます。

例えば、州が森林・河川・海浜、これを上流から下流まで一体的に管理するということによりまして、より環境に適合し、あるいは自然災害に備えができる管理ができるのではないかと考えてございます。

それから（６）の「魅力あふれる観光文化地域『セントラルジャパン』」でございます。中部地域は自然景観、史跡等、観光資源にも恵まれてございます。こういった中で、県や市町村がそれぞれ個別に観光行政を行うのではなくて、州政府が広域的に戦略を立案して、観光の振興を図ることで、例えば国際的なPRの一元化とか、あるいは通訳・ガイドをはじめとする観光の基盤整備等もっと柔軟にできるであろうと考えてございます。

（７）の「地域ニーズに合致した農業」であります。一般に中部地域は「ものづくり」の印象が強いと思いますが、多種多様な農業が盛んな地域でもあります。州政府が地域のニーズに即した施策で農業の活性化を図ることで、農業に対する新規参入、あるいは農商工連携、こういったものを促進して、生産性を拡大するとか、あるいは国内外で農産品のブランドを確立して、地産地消を拡大する、こういったこともよりスムーズにできるのではないかとこのように考えております。

右上にまいりまして（８）「医療の質の向上、医師の地域的偏在の解消」でございます。医療の分野につきましても、地域のニーズに応じて、医師の育成とか診療科の設定を可能にできると考えます。例えばドクターヘリの広域運用、あるいは救急医療体制の強化、それから独自の研修制度によります僻地医療の再構築、こういったことも可能になるであろうと考えております。

（９）は、「地域の実情を踏まえた保育が実現した中部」でございます。現在、保育所の数とか質の確保が求められておるわけですが、州政府が地域の実情に応じて保育所の設置等に関する基準緩和を進めることができるようになります。例えば州独自の基準によりまして高齢者福祉施設と保育所とを一体して運用するとか、幼稚園と保育園を一元化するとか、企業との連携による保育の充実、こういったこともよりやりやすくなるであろうと考えております。

そして最後に、（１０）「安心安全な地域の形成」であります。自然災害・犯罪リスクに対する広域対応が必要でございます。州政府の下に災害対応や警察行政を一元化することで、広域にわたり迅速に対応することが可能となるというふうに考えます。

例えば、広域防災拠点の整備ということですが、これは例えば大地震、台風等の被災時を念頭に置きますと、広域的な災害に対しての被災時の復旧の司令塔機能を確保するとか、あるいは震災が起きたときのがれき処理を広域的に行う場所を確保する、こういったようなことも機動的にできると考えております。それからさらに犯罪面につきましては、広域犯罪捜査の体制が整備できると考えております。

こんなふうに私どもは考えまして、10の分野について例示し、道州制のイメージをつくってみたということでございます。

大変早口で申しましたけれども、以上でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

非常にわかりやすく、具体的に道州制になった場合の中部の姿をご説明をいただきました。私としては最終のまとめというか、そのままこの中部州としてのビジョンとして、この最終報告書に掲載化していただいてもいいんじゃないかと思うほど、非常に私としては感心をしました。

中部州がこれだけいろいろと研究、あるいはまたまとめていただきますが、この中部州に負けず劣らず、地域主権型道州制について、専門的機関を持って、そして非常に細かいことまで細部にわたって検討・議論を、これ数年重ねていただいているのが九州でございます。私の講演でも、たびたび九州経済連合会の資料を引用させていただいているわけがありますけれども、続きましては議事の2番目、九州経済連合会が取りまとめた「九州が目指す姿、将来ビジョン」及び「住民及び国の関心を高めるためのPR戦略」について、芦塚委員からご報告をいただきたいと思います。

お手元の資料3をごらんいただければと思います。よろしくお願いします。

○芦塚委員 九州経済同友会の芦塚でございます。

お手元でございます、九州地域戦略会議「九州が目指す姿、将来ビジョン」の概要についてご説明させていただきます。

○江口座長 資料3-2ですね。

○芦塚委員 はい、そうです。

まず、九州地域戦略会議がどのような会議体かということでございます。12ページに参考資料で名簿を載せております。九州地域戦略会議とは九州各県の知事、九州経済連合会、九州商工会議所連合会、九州経済同友会、九州経営者協会のメンバーで九州の一体的な戦略を協議して、政策を考えていこうという会議体でございます。立ち上げて早いもので6年になります。因みに九州経済連合会の副会長は九州経済同友会の各県の同友会の代表幹事を兼務されている方もおられます。その場で経済界と地域が一体となって道州制を検討はじめてからも、もう4年になります。その中で報告も取りまとめてまいりました。13ページにはその第2次道州制検討委員会委員名簿を載せております。これには九州各県の知事会の部長様が深くかかわっておられます。知事にも関わっていただいております。検討委員会の中に自由に意見が反映され、併せて作業もやっていただきました。

では、あらためまして「九州が目指す姿、将来ビジョン」の概要についてご説明させていただきます。戻りまして、1ページをご覧ください。先ほど申しましたように、早くも検討を始めて4年が過ぎました。これまでこの場でも、道州制の必要性、道州制の目的であるとか、九州の目指す姿として九州をいかに活性化し、人々の暮らしを豊かにし、アジアで羽ばたく九州をいかにつくるかなどについて、ご報告させていただきました。その後、今回1ページの冒頭にあります「1.九州が目指す姿、将来ビジョンの位置づけ」を整備しようということでこれまで検討してまいりました。具体的な道州制の九州モデルの

役割分担や税財政制度などについては昨年の11月にもこの場でご報告させていただきましたが、残ってありました目指す姿、将来ビジョンという形を今回取りまとめました。この目的は、住民の関心を高めるPR戦略の一環として住民にわかりやすいパンフレットをつくろうということです。そのためにもベースはかなり詳しくいろいろと検討いたしました。最終的には、Q&Aという形でこれをオープンにして、今後、九州でのPR戦略の一つとして使いたいと考えております。

では、続きまして3ページをご覧ください。将来ビジョンの構成の考え方をイメージ図で載せております。はじめのほうには現状の制度の問題点などを、中ほどにキャッチフレーズとして「道州制で明日を拓く～住みたい・来たい・はばたく九州～」を示しております。これはPR戦略の一つの柱である住民へのアピールのためのキャッチフレーズとして決定いたしました。目指す姿は、住民が安心して豊かさを実感でき、住民が自らの意思と責任でつくり、東アジアの拠点として自立・繁栄させて世界に誇る魅力ある地域となることです。そして併せて、多極的構造を持ち一体的に発展する九州ということで、九州の中でも一極集中にならないで多極的構造を持つのだ、ということの一つの大きな力点に置いています。そして、この目指す姿を実現する7つの将来ビジョンを掲げ、具体的にQ&Aスタイルで次ページ以降に記載しております。この中身は、生活や経済といった住民の関心が高い分野、および先ほど申しました「九州の各地域がその特色を生かして発展する、いわゆる多極的構造を持つ」という視点に力点が入っています。Q&A形式につきましては、後ほどご紹介させていただきます。そしてその下に「道州制の導入が九州の経済社会に及ぼす効果」を記載しております。これは試算に基づきました。住民の満足度や企業活動の自由度を高めることや、いろいろな政策、独自の政策が打てるようになることによって、将来どのように、経済効果などが変わっていくかということを試算いたしました。

その具体的な政策として、1番目に道州が独自に経済を見通して九州の持てる資源を最適活用し、産業政策を進めたり、アジア戦略を行ってくといったことがあります。そして政策3にございますように、これを行うにあたって、国立大学や研究機関を整備・統合して、研究開発を選択・集中することで九州の産業政策にマッチした科学的技術振興を行うことがございます。また、政策2として、九州が権限にふさわしい独自の財源を確保し、これによって財政効率化に伴う財源を捻出して、政策4にありますように、住民生活の向上や産業の活性化のために重点的な社会基盤整備を行います。そしてその効果として、経済成長、住民生活の向上、人口の社会増、経済成長と協調のとれた低炭素社会の実現などがあられることで、東京一極集中の国土構造を是正していこうという考えでございます。

続きまして次のページから、先ほど申しあげましたように、九州の住民である、企業、住民の方にPRするためのQ&Aスタイルでまとめました資料を簡単にのせております。これは先ほどの中部経済連合会様のお話しと非常によく似ており、考え方は同じでございます。我々地方はこうしたいということを述べております。

まず、4ページをご覧ください。「(1) 生活・安心できる暮らし・九州」についてで

ございます。分権ということと近接性、これが大きく出てきます。「医療」につきましては道州が医師を積極的に養成して、地域や医療、診療医療ごとの偏在をなくすことにより、九州のどこに住んでいても一定水準の医療を受けることが可能というような、医師不足解消ができます。またドクターヘリの導入なども可能となります。また「子育て」もそうです。道州と基礎自治体が連携して、弾力的・総合的な子育て施策を出産から育児までの支援を一体的に行うことをやりたいと考えています。

次に、「雇用や生活のセーフティネット」についてです。地方が雇用政策を決定して、道州と基礎自治体が連携していろいろなことが実行でき、地方の事情に合った効率的な施策を迅速にやっていきたいと考えます。

また、「離島・半島・中山間地などでの雇用や生活」についても十分考えていきたいと思えます。

続きまして5ページをご覧ください。「(2) 人材」についてご説明いたします。これは、分権と九州が一体的にやることによる効果についてです。「小中高校教育」につきましては道州の裁量で九州の地域特性を生かした特色ある教育を行いたいと考えます。「高等教育」につきましても、先ほども出てまいりました同州立大学を再編して新たな学部も創設し、特色ある高等教育を行いたいと考えます。アジアの近接地区をにらんでいるのですが、中部経済連合会様にもございましたように、高度な専門研究、国立、県立の研究機関、大学の付属研究組織を必要に応じて統合・再編し、選択と集中により研究の高度化を実現したいと思えます。「文化振興」もしかりです。また「職業教育」につきましても九州が全体一体となって、産業政策に基づいて行えるようになります。

続きまして6ページの「(3) 経済・地域資源を活かして成長する・九州」についてご説明いたします。九州が一体となって取り組めば、効率性が前面に出て効果もあらわれます。これは私どもにとっても道州制の最たるところだと思います。

「産業政策」については国際競争力が道州制によって強化できます。今、縦割りで各省庁がされている産業政策を総合的に道州がやるということです。域内の産業連関を強め、また域内循環も高めて、九州が一体的に発展するということです。具体的には産業クラスター等の戦略的な地点を九州各地に配置したり、アジアの近接性を生かして、ローカルF T AやE P Aを締結して、アジアの市場と九州事業を一体化させ、アジアの成長力を取り込むということです。

また、「リーディング産業」、「新産業」につきましてもいろいろ行っていきます。

「地域産業」につきましても、今あることも含め農商工連携や九州の大学でいろいろ考えていきます。「企業誘致」についても同様でございます。国から権限をもらって、窓口は道州に一本化し、独自の優遇税制等を創設して、企業を国内外から誘致したいと思えます。

続きまして7ページをご覧ください。「(4) 安全」についてです。これも一体性ともうしますか、九州が全体で取り組むことにより、きちんとした九州全域の危機管理体制が確立できます。また、治安対策についても、各県が協力して行っている安全対策を道州

一本化で実施できると思います。

次の「（５）環境問題」についても同様でございます。九州各県というよりも九州一体となって、総合的な広域的な環境対策を行います。また低炭素社会の実現に向けても、九州広域ぐらいに大きくならないと本当の意味での効果的なことは難しいため、「環境対策先進地域・九州」を実現したいということです。

続きまして、８ページの「（６）地域づくり」についてです。「多極分散型圏土・九州」これは近接性と一体性をねらっています。「多極型の地域づくり」ということで「道州制になると特定都市への集中は進みませんか」という質問に対して、「九州域内に適度に分散する都市圏とその周辺の生活圏、それから離島・中山間地などがその個性を生かした機能分担を行い、相互の結びつきを強化することにより、特定都市への集中を抑え、バランスのとれた九州の圏土づくりを行います」という説明をしております。具体的には道路ネットワークの整備等がございます。

また、「生活圏」に関する、「都市と周辺地、離島・半島・中山間地域などの生活環境は改善されますか」という質問に対して、「権限・財源の移譲により、生活に密着した政策は基礎自治体が決定します。基礎自治体は必要に応じて近隣の基礎自治体や道州と連携し、いろいろな住民サービスを地域特性に合わせて中心都市から周辺の地域に提供・波及をすることにより、都市と自然が一体となった圏域を九州全体に整備します」という説明をしております。

続きまして９ページ「（７）国際・アジアとともに発展する・九州」についてです。「アジアとの交流・連携、アジアと国際交流は一層活発になるのか」という質問に対しまして、「道州と基礎自治体、それから大学、九州の統一した国際交流戦略を実行し、九州に住む外国人のライフスタイル・文化の理解を深め、外国人が暮らしやすい地域づくりを進めることにより相互の交流や定住を促進します」という説明をしております。

「訪日外国人」についてもいろいろなことを実施したいと考えております。また「経済交流」については、私の道州制の大きな目的の一つである「アジア諸地域と九州の独自の経済交流はさらに進むのか」という質問に対し、「道州が海外の都市等とローカル版ＥＰＡ等を締結し、アジアと九州の市場を一体化する。また九州の空港・重要港湾・高速道路を一体的に整備運営することにより、九州が東アジアの拠点として自立繁栄することを目指す」と説明しております。これは道州制の大きな目的の一つでございます。以下に空港整備その他、例をいくつか載せています。

以上が、生活者や各企業等に道州制導入のよさをアピールするための項目として選定したものであり、九州地域戦略会議で合意に達したビジョンでございます。

続きまして、１０ページに「８．道州制の４つの意義と７つのビジョン」をまとめております。ビジョンとしまして、先ほど申しましたような「生活」や「人材」といった７つを記載しております。また意義として、国から地方への「分権」、都道府県から基礎自治体に移譲するもののよさである「近接性」、県境を撤廃して考えていく方がいい「一体性」、

国と地方の二重行政を解消する「効率性」の4つを記載しております。これらの項目を◎○などで効果・目的により整備しております。

続きまして、「9. 今後の課題」でございます。我々が考えています、一番大きいものは、「基礎自治体のあり方」でございます。基礎自治体についてはこちらでも個々の基礎自治体について大小ひっくるめて基礎自治体として取り扱いをやっており、今後、これの行政能力を高める方策について検討ということになっています。また、今までの町村合併に対する弊害と言えるかもしれませんが、問題点等を意識して基礎自治体からは、道州制のために合併させてもらっては困るというような意見が非常に多く聞かれます。ですから、強制的にやるのではなく、各基礎自治体が自分で選択して行政能力を上げていけるような例を勉強することが、今度九州の経済界が主体的に行うべき項目だと思います。

最後になりますが、参考資料としまして、11ページに「10. 道州制導入後の九州経済の予測」について記載しております。道州制度の経済効果について定量的に勉強してみようということで、九州経済同友会の事務局でもある九州経済調査会にいろいろ意見を申し上げて試算してもらった結果でございます。長期予想の概念図として前提条件を書いております。一体的政策によって地域競争力は向上するという視点からの経済成長率の見直し、権限拡大による産業基盤整備への重点配分による効果、行政コストを削減とその再配分による効果、これらを想定したうえで、一番上の図のとおり、経済成長率の比較をしています。未導入のケースでの2015-2025年年度は0.9%ぐらいの経済成長率になりますが、やや積極的に道州制を進めたローケースで1.4%、積極的に導入を進めたハイケースで2.1%ぐらいに上昇するのではないかという試算結果でございます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○江口座長 どうもありがとうございました。

本当に九州は熱心にやっていただいているわけですが、九州に行くと西日本新聞さんとか、あるいはまた中国では日本海新聞さん、政経懇話会で呼んでいただいたり、日経新聞さんも政経懇話会で呼んでいただいたり、また各地方の自民党県連、民主党県連からもいろいろと講演依頼があって、こういうようなことも九州とか四国とか、九州とか中国とか、それから中部とか、そういう経済連合会の皆さん方がこうやって非常に地道に積み上げて、こういったペーパーを出していただいて地域の関心を高めていただいているおかげだと思います。心からお礼を申し上げたいと思います。

それでは、何かご意見、ご質問、別に余りないかもしれませんが、要するに九州はこうなる、あるいはまた中部はこうなると、こうしたいということです、ないと思いません、何か確認とか質問があれば。

どうぞ。

○堺屋委員 財政上一番根本的で大事な問題は、国の債務をどうするか、この1点なんですね。反対する人はそれでできない。道州制をして、もし財源を今道州制推進派が言っているごとく、地方税に分けたら、国の債務はどうなるんだ。国債が大暴落をして日本は成

り立たなくなることは目に見えておると。したがって、この国債を道州がどうやって、幾ら引き受けてくれるのか。これが議論しないことには空論だというのはみんな言い出しているわけですね。特に、金融界、国際金融界、外国の金融からもその議論が出だしていますが、この点について議論されたかどうか。その場合に道州が受けるのか、地方基礎自治体が受けるのか。そして、道州が道州債をどのように発行して、どのようなマーケットで考えておられるのか。この点と回答がないと、そこから先の議論は全部空論になっちゃうんですよ。これが今まで少しも言われていなかったこと。これが私が非常に苦慮しているところで、私としては一つそういう考えは持っておりますけれども、ご同意でいただけるかどうか。国の債務と国の財産と両建てにして道州制に引き受けていただけないだろうか、その金額がどうなのかはともかくして。そのことは同時に、先ほど東北の方がごあいさつで申し上げられていたように、公共事業の進んでいるところは負担が大きくなることによって、その格差を一挙に是正する効果があります。ただ、それぞれ負担を持っていただくと。それだけの負担と同時に操作、金融操作技術、あるいは市場信頼性をとるような方策を考えてもらわないといけない。それが重要な問題です。

もう一つ、今日、中部と九州とお聞きさせていただきましたので、静岡県、長野県から福島県まではそれぞれ道州制に対するお話があったんですが、その間、いわゆる関東地方について全然出てこないわけです。それで、簡単に言うと、関東地方は今の債権でも引き受ける金額は大きい。現在の情勢で有利な形になっている。そういうところがこの話に乗ってくれないと東京都と関東地方が乗ってくれないと、どうも日本国全体としてのバランスがとれないし、我田引水の議論に終わるんじゃないか、この2つの問題をぜひ取り入れてもらいたいと思っています。

○江口座長 堺屋委員のおっしゃることは非常によくわかります。わかりますからこそ、税財政専門委員会というものをつくって、またそれから区割りの専門委員会をつくったわけで、今ここに集まっておられる方々は税財源について非常に長けた方もおいでだと思いますけれども、やはり税財政専門委員会のほうで専門的に詰めていただいたものを、また区割りのほうもそれぞれの区割り専門委員会のほうで詰めていただいたものを親会の懇談会に上げていただいて、それをベースにいろいろと議論を重ねながら結論なり、あるいはまた結論ではなくて、その方向性というものでもいいと思いますけれども、そういう形を持っていきたい。いわば、この道州制ビジョン懇は決定機関ではございませんので、そういう幾つかの考え方という国の財政についても、また区割りにしても、いろいろな案を前提に、最終的に政府、国会が決めるということになるわけでありましてけれども、その資料、ヒントを提供するというような、そういうことで考えてまとめていきたいというふうに思っております。ぜひ国の税財政専門委員会のほうで堺屋委員に所属していただいておりますので、ひとつまとめていただければ。それから区割りのほうについては長谷川委員のほう、まとめていただければというふうに思います。

今、ここでいろいろ侃々諤々議論をしても、はっきり言って専門家の方々は……

堺屋先生。

○堺屋委員 今の国債の話は親委員会から税財政委員会にお話ししていただかないと、税財政委員会は税金の話だけだと思っている人が多いものですから、これちょっと明確に座長からご指示いただきたいと思います。

○江口座長 ですから、そういうことも含めて税財政専門委員会で議論してほしいというふうな要望があったということでお伝えいただければと思います。

長谷川委員のほうは区割りのほうよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事の3番目ということで時間がありますので、次に進ませていただきたいと思います。

ちょっとちなみに今の中部とそれから九州ですけれども、これは最終的に最終報告として添付というか、その報告書の中にほとんどそのままつけ加えた形で担当大臣に提出したいというふうに思っています。それから、それ以外のどこがどう区割りになるかはわかりませんが、特に真ん中あたりはわからないんですね。関西から関東にかけてはどう分けていいかわからないというような侃々諤々議論がありますけれども、そういうところはとにかくそういう侃々諤々議論がありますよというようなことにしておいて、あと沖縄とか、それから四国とか東北とか北海道とか割ともうはっきりしているようなところは北陸信越も昨日、一昨日行ってきましたけれども、意外に何か北陸信越だなんていうような話をしておりましたけれども、いずれにしても、それぞれが今中部、それから九州、非常にいいお話をいただきましたけれども、これにのっとして、それぞれの地域のビジョンというものをまとめて、またご発表いただけたら、教えていただければ大変ありがたい。わからないところはわからないところで、それはそれでわからないのも一つの報告だというふうに思いますので、そういう形で取りまとめていきたいというふうに思っております。

前回の委員会の議論を踏まえて、お手元に資料4がございます。これは道州制ビジョン懇談会における工程表に関する議論をお配りいたしました。これは工程表に関する各委員のご意見を取りまとめたものになります。前回はいろいろ項目だけを羅列したというか、こんなことを工程表に入れたらどうというような形でまとめたというか、ピックアップしたものを出したわけですが、私が。しかし、それでは工程表といえないんじゃないのというようなことです。委員の皆様方から厳しいご指摘をいただいたということでございます。そういうふうなことで、じゃあ、こういう一つの資料ということで提供させていただいて、あとご議論をいただくということにしたいというふうに思います。

そういうことで、まずその内容について、資料4、見ていただいたら、道州制ビジョン懇談会における工程表（プロセス）に関する議論というようなことで、今までの議論も含めてずっと整理しておきました。そういうことで、これから杉本参事官のほうからちょっとご面倒でもお読みいただくというか、ご紹介をいただくということにして、それから議論をしていただきたいと思いますというふうに思いますので、杉本参事官のほう、よろしくどうぞお願いします。

○杉本参事官 それでは、これまでの道州制ビジョン懇におきまして議論されました工程表についての中身についてまとめさせていただきましたので、とりあえず読み上げさせていただきます。

工程表のあり方についてという点につきましては、工程表に道州制導入に向けた具体的な期限を書くべきだと思うが、地方分権改革も道半ばであり、国民的議論の盛り上がりを見極めた上で工程表の議論を進めるべきではないか。

道州制の導入に向けた工程表を策定することにより推進を図るべきではないか。

工程表の議論により、国民の関心が高い国の役割・道州制下の基礎自治体のあり方の問題を先に議論すべきではないか。

道州制基本法がいかなるものであれ、法律である以上、道州制の導入を国家の意思として決めるということであり、そうした法律を制定するための国民的なコンセンサスをまず得るべきではないか。

これまでの懇談会における議論で多く出された解決すべき問題点を先に詰めてから工程表の議論をすべきではないか。

国民的な議論を喚起するため、道州制の制度の中身の議論、ビジョン（道州制によってどのような日本の姿になるのか）の議論を先に進めていくべきではないか。残された課題についての検討が不十分であり、地方の意見も十分に聴いていないのではないか。

国民的議論を喚起するためにも、期限を入れた工程表を作成し、最終報告書に盛り込むべきではないか。

枠組みの議論やスケジュールの議論から入らなければ、道州制改革を達成できないのではないか。

道州制の導入にあたっては、一定の計画期間を設け、最終的に日本全国に道州制を導入するという前提で、それらの時期的な目標とそれに向けた「検討期限」を定めるべきではないか。

道州制の導入にあたっては、最終的な全国一斉導入の期限を設定する必要があるのではないかというものがございます。

続きまして、具体的な工程表についてでございますが、中間報告で2018年と明記されていることは最終報告でも維持すべきではないか。

道州の区域の具体的な決定は3～4年後とすべきではないか。

道州制特区での「実験」を通じて、国と道州との間で権限のピストン運動のようなものをして、道州のイメージに近づくのではないか。その期間が10年くらいなのではないか。

道州制の全国一斉導入までの期間を道州制への移行期間と明確に位置づけ、たとえ一部地域であっても先行的に権限・税財源を移譲することにより本格導入に備えるべきではないか。その際、広域連合を積極的に活用すべきであり、道州制特区推進法の特定広域団体に広域連合も対象とすべきではないか。

道州制の制度設計については法律に基づく検討機関を設置すべきではないか。その際、検討機関に地方自治体や地域の経済団体はじめ各界の代表をメンバーに加えるだけではなく、地方での公聴会や世論調査を繰り返し行うなど、国民的な議論を喚起し、地方の「生の声」を十分に取り入れるべきではないか。また、道州制が実現した後も、国と地方が対等な関係で意見調整できる場が必要ではないか。

小規模な基礎自治体の行政能力の強化が、道州制を導入するために重要ではないか。

道州制移行前に、社会インフラを、国及び地方自治体の責任で一定の水準まで整備すべきではないか。

県単位で事業を展開している企業の懸念を払しょくするための方策を考えるべきではないか。

2012年には、「内政基本法」を制定し、国と地方の役割分担等を法定し、国は、2012年までは、次の工程により推進をはかるべきではないか。

① 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律を改正し、できる地域から動き始める。

改正点は、

ア 沖縄県を、北海道と同等にすること。

イ 九州その他、先行意欲のある地域が、都道府県の合併によることなく、地域協議会等、関係地域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせて一体的に活用を可能にする連合組織により、特定広域団体の指定を受けられるようにすること。

② 地方分権改革推進委員会による出先機関の整理統合とそれに伴う国の役割の精査が、2008年中に完結しない場合は、道州制基本法の制定事項とする。

③ 以上の推進母体として、国の「道州制特別区域推進本部」を拡大強化し、2011年までに、それ以降の推進試行主体三者（基礎自治体、特定広域団体、地方分権改革推進委員会が進める「府省を超えた総合的な出先機関」の三者）の実現をはかる。

④ 基礎自治体の参加を促進するため、基礎自治体強化に関する要求・提言を、特定広域団体並みに整備する。

参考としまして、上記意見の概要として、平成24年までと24年以降の項目を書かせていただいております。

それから、続きまして、平成21年度には「道州制準備本部設立事務局」を設け（同事務局には、第三者から成る顧問会議を設ける。）平成22年度中に内閣に「道州制準備本部」を設置し、その後以下のプロセスで進めていくべきではないか。

① 平成24年度までに、内閣は「道州制実施法」を制定する。同法には、以下の事項を明記する。

（１）国の行うべき事項および国の権限。

（２）道州および基礎自治体の行うべき事項および権限。

(3) 道州の区割およびその変更手続き。

(4) 道州の行政のあり方、および首都に関する特別ルール。

(5) 道州間調整委員会の設置とその権限。

(6) 国、道州、基礎自治体の税源、税原でございますが、各々が課税可能な税原 (tax field)。

(7) 国債など国の負債、国有財産、国政のための機能の道州等への移管または配分の基本ルール。

(8) 国家公務員、都道府県公務員、市町村公務員等の身分移動に関する基本ルール。

(9) 道州の首長および議会の選出、構成、権限に関する基本ルール。

(10) 国会議員の選出、構成、権限に関する基本ルール。

(11) 各道州毎に「道州設立準備会議」を設立する。

② 平成25年度中に「道州制実施法」に基づき、各道州毎に「道州設立準備会議」を設立する。

(1) 同会議は、次のような構成員によって設立し運営される。

内閣、各道州に移管する事項を持つ各省大臣、各道州に加わる都道府県知事および基礎自治体の代表。

(2) 同会議は、「道州制実施法」の理解、普及広報に当たると共に、実現した場合の問題点および改正要望等を取りまとめるものとする。

(3) 内閣は、平成26年度中に「道州制準備会議」の意見を取りまとめて国会に報告する。

③ 内閣は、「道州制準備会議」の意見を踏まえて、平成27年度中に「道州制法」を制定する。また平成28年度中に、各道州毎に「道州制移管事務局」を設立、道州制への移管事務を行う。

④ 遅くとも平成30年度までには、道州制を完全を実現する。

上記の意見の概要としましては、次の参考のとおりでございます。

以上でございます。

○江口座長 ありがとうございました。

要は、これは道州制ビジョン懇ですから、プライベートプロジェクトでもあるわけですから、工程表について、これで決定最終、これをもってというようなそういうことでは好ましくないのではないだろうかというふうに思います。

ただ、一応工程表としてこんなことが考えられますよというような、そういう一つの例示をするということをやはり最終報告で出す以上は、いや工程表はありませんと。それから税財源についてもこれありませんと、区割りについてもありませんと。何もありませんというんじゃ、これは最終報告にはなりませんので、やはり先ほど大臣もおっしゃっておられましたけれども、道州制実現に向かつての提言ということへのご要望があったわけですので、そういうようなことも踏まえて、この工程表についての議論をさまざま

なご意見がありますけれども、議論をしていただいて、このご意見をお聞かせいただきたいと座長としては思う次第でございます。

工程表について、さまざまなご意見があるということは、もうここで既にかかれてありますので、同じことを言われることもないかもしれませんが、確認のためにもこれは言っておきたいというようなことがございましたら、杉本参事官がせっかく読み上げていただきましたので、適宜ご発言をいただければというふうにも思います。

○長谷川委員 すみません、私今日ちょっと所用により中座しますので、冒頭に発言させていただきたいと思います。

前回も申し上げましたけれども、工程表はまず必要であるということと、それから工程表というのはスケジュール、具体的な時間割を入れたスケジュールでなければ工程表にはならないと思いますので……

○江口座長 時間割入れなきゃいけないということは年数を入れなきゃいけない。何年に何をする。

○長谷川委員 そうです。それで、資料4の4ページ、下に参考、上記意見の概要のところで、スケジュールの書かれたこの紙があるので、これをもとに考えればいいと思うんですけども、平成30年度、つまり2018年ですね。2018年の件はもう既に中間報告で我々出しておるわけですから、これは維持するということであるべきであると。それから、スタートは2009年のところ、それから、前回もちょっと議論がありましたけれども、法律としては一応プログラム法として実施法というものを最初に1回目に考え、その次に中身の法律をつくるということでもありますから、2012年の道州制実施法、これはプログラム法というイメージだろうと思うんですけども、この2012年のところ、それから平成27年、すなわち2016年だと思いますが、この16年の道州制法のところ、それから最後のでき上がりの2018年。ですから、2009年から出発し、12年、16年、18年というぐらいなめどは維持すべきだというふうに思います。つまり、時間割が必要だということです。そのことを1点。

それともう一点申し上げたいのは、目下政治状況が非常に流動的なことは皆さんご承知のとおりですが、麻生総理は本日8月30日に選挙をやるという、そのとおりになるかどうか私知りませんが、それなどを考えあわせると、9月には恐らく大きな政権の交代、あるいはもう一遍続投ということがあるんだろうと。そこで、つまり1回区切りをいずれにせよ9月に迎えるわけですね。そういうことを考えあわせると、僕は9月の段階で新しくでき上がる政権に対して、我々こういうことを議論しております。こういうことで大体でき上がりについてもイメージを持っておりますということについての大体の合意点というものを1枚紙でも2枚紙でもいいと思いますが、新しい政権に向けて、9月の段階で一遍アピールしてはどうかというふうに思います。

そこで、道州制についての基本的な考え方の大きな原則的な一致を見ている問題などについても整理できるのであれば、整理した上、その原則について新しい政権について、

我々はこういう作業をし、こういうことを実現していくことが望ましいということについてまとめて提言されたいかがかと思っております。

以上です。

○江口座長 ありがとうございます。

それ以外に。どうぞ。

○河内山委員 長谷川委員とはちょっと意見を異にしておりますが、最後に言われたことを踏まえて申し上げますと、それならばこそ、このビジョン懇談会に与えられている、先ほど大臣も言われた具体的な詳細設計というものをこつこつやるだけの時間的余裕がありませんから、国民的な議論を呼び起こすために大きな絵を描いてほしいと。これはビジョン懇談会のもともとの使命というか役割だと思うんですが、そういう中で非常に時間的な制約がありますけれども、今国民的議論ということからすると、いろいろな改革をやってきましたけれども、ちょっと改革に対して国民は猜疑心とまでは言いませんが、本当にそれで自分たちの国がよくなるか、あるいは生活が変わるか。あるいは経済がよくなるかという、非常に重要なポイントについて、ちょっと疑問符をいろいろなところで持つておると思います。これは道州制に関しても全く同じ点がありますので、本当に道州制ということと言うと、これまでいろいろ議論してきましたし、今日も中部、あるいは九州でいわゆる九州の芦塚委員さんみたいにQ & Aで言うと、本当に何がどう変わって、よくなるのという大まかな絵をちゃんと示さないと国民的な議論にはならないんだろうと思います。そういうことからすると工程表はもちろん大事なんですが、最後にご発言があったことを踏まえて言うならば、まさに今議論が足らない部分が基礎自治体が本当に身近な政府が国民の暮らしや国民のある意味では不安を解消するのに役立つような制度設計にするんですよとか、そういう大まかなものを提示をして、そここのところは大方このビジョン懇談会の中で異論はないと思いますので、そういう異論のないところをちゃんと議論をして、ペーパーにして、新しい政策、政権の枠組みに対してアピールをするということであれば賛成です。そうでなくて、工程表みたいなまだまだ議論が分かれているところを無理矢理ビジョン懇で今日以前で固めていくというのはちょっと私は異論がございます。

○長谷川委員 河内山さんのおっしゃることはほとんど私同意です。工程表の話は、かなり細かい話に入ってくると思いますので、既に議論を積み上がっている部分で我々は一致できる考え方、あるいは原則なりを簡単に示して、こういうことを考えておりますよという。つまりビジョン懇でちゃんと議論したんですよということを政権に示すだけでも十分かと思えます。

○河内山委員 そうであるならば、今次にご説明があるか知りませんが、今後のスケジュール表というのがございますが、8月、9月で基礎自治体とか国の役割とか、それから他の地区の協議会の報告もあるんだろうと思いますが、少し8月、9月で議論をすべき項目というのをそういう政治状況を踏まえて言うならば、ちょっとこの2つだけでいいのか。あるいは他に残された課題というので、もう中間報告時点で今日も参考資料でこれ

については検討しなきゃならないと、あるいはこれについては〇〇と、こういうふうなペーパーが出ておりますので、そういったことをもう一回、まだ完全に一致していないところはありますよね。ナショナルミニマムについて、本当にどこまで国が保障するのかっていろいろと議論があったところですから、そういうのをもう一回、安心してもらえる道州のためにも私は国の責任というものをちゃんと明示したほうがいいという立場ですけれども、財政調整も含めて重要なポイントについては意見の一致をどこまで見られるのかどうか、十分に議論すべきではないかというふうに思いますので、座長にぜひそういう議論の仕方をお願いしたいと思います。

○堺屋委員 基本法というのはまず概念を明確にして、こういう方向で進むんだと明確にして、それからその中の要素を明確にして、要素の内容はその都度議論される。それがスケジュールに組まれている。これが基本法というものの一般的形態なんですね。だから、ここでまず地域主権型道州制というものの概念をはっきりさせて、そしてここに書いてありますような事務局の設置から、実施法の制定以降ずっと順番にこういう要素が必要ですよ。その要素の内容は、その都度また議論がさまざまあるんですね。それ全部詰めてしまうということは不可能だし、それを10年先に、また様子も変わってきて、知識も進んでまいりますし、データも出てまいりますから、その都度やはり細かいところは変えていく。例えば、今やっております公務員制度の問題でも、最初に基本法をつくって、次に人事庁をつくる。そうすると、我々最初に想定していたのとんでもない違った話がまた出てきたりしておりますけれども、そういうのが基本法の性格でございますから、河内山先生のおっしゃるように、まずビジョンをはっきりさせる。方向をはっきりさせる。それからつくるべき工程、その内容をはっきりさせる。そして、その内容について、細部については今おっしゃった生活保護はどこまでするのかという議論については、またその法案が出たときの議論になるだろうと思うんですね。そこは細部まで詰まらなないと出発ができないということではないんじゃないかと思いますね。

○鎌田委員 先ほど冒頭に大臣がこの懇談会で大きなビジョンをつくって示してほしいというふうにお話がありましたんですけれども、やはりここに行き着くところの我々の仕事というのはそれだと思うんですね。ですから、要するに国民の間で道州制が必要だよ。必要なんじゃないのというような関心、理解が高まっているというんでしょうか、そういう状況であれば、今の堺屋委員おっしゃったような形でかなり詳細な工程表とか、そういうものを織り込みながらビジョンとのかかわりで示していくというスケジュールも可能なのかなと思うんですが、やはり今の経済状況、あるいは地域の状況を考えて、特に国民、住民は毎日の生活、あるいは地域のことをどうしようかと。あるいは少子高齢化になって、これからどうなるんだという、そういう非常に懸念、疑念、不安というのが多くの人を抱えているという状況の中で、改革というのはどうしても勇ましいことになりがちで、やはりそれをやる以上は前向きにいろいろなことを構想して考えるというのは、これは本当に望ましいとは思いますが、現実の状況をやはりもう少し踏まえて議論をするという

ところについてはこだわるようで繰り返し何度も申し上げているようで恐縮ですが、やはりそこは外せないんじゃないかなというふうに思います。特に、今日提示された工程表について、3ページ以下の、3ページ、4ページのこういう内容のものを、これをこのまま国民に提示して、果たして「なるほど、それで道州というのはこういうふうになるのかな」というふうに想像できるのかなという、私なんかも素人ですので、なかなかこれを今事務局が読み上げたのをそしゃくしながら見ている、理解というか想像できない、想像力が乏しいせいもありますけれども、わかりにくいところがあるというところは、やはり払拭をしない限りは、こういうものを提示しても、本当に言ってみれば、作文でしかないんじゃないかなというふうに思ってしまうんですね。ですから、生活にどうかかわりがあるのと。それから繰り返し出てきていますけれども、基礎自治体を重視するという、その場合に、じゃあ、その基礎自治体の役割というのはどういうふうになるのかという、これは今後のスケジュール、審議のスケジュールの中にも入っておりますので、そういうところでじっくり議論をする機会はあるかと思えますけれども、やはりこういうところを詰めながら、ある程度、委員の間で認識を共有しながら、そこでここまでだったというあたりで、もしできるとすれば、あり得るとすれば、工程表というのがあるのかなというふうに考えていますので、やはりちょっとこの工程表についての3ページ、4ページ以降の内容に関しては、今の段階ではちょっと前のめり過ぎじゃないかなというふうにあえて申し上げさせていただきます。

○金子委員 絵を描くということが仕事だと。全くそのとおりです。道州制の絵というのはそれではどんなものかということではありますが、仮想空間を提示するだけでは絵を描いたことにならない。なぜなら、目標となるシンボリックなものと並んで、現に手をつけて進んでいることがあります。これを無視したシンボルだけの絵をだしてみても始まらない。工程表というのは現状から出発して、段階ごとに見直しと訂正を加えながら進行する表でなければならない。簡単に言いますと、例えば役割分担はこうですよ。これはいついつまでに決めますよと。決まったら、それは順次実行されますよと、あらかじめ実行されるのが大体どの時点ですよ。そういう風な内容になる。その場合の受け皿の一つとして、すでに道州制の工程に着手した先駆者として北海道がある。道州制というものを絵に描くとすれば、既に北海道が先駆者として動き出しているというところから10年後のゴールまでをどういうふうに描くかということになると、こういうふうに思います。

もちろん、今の鎌田さんがおっしゃったように、具体的に詳しい、それこそ7年後、8年後によりやく動いたらいいようなことを先に描いておいたってしょうがない。それはその時点で、視野の開けたところで、書き足していけばすむことであります。もう一つ大きなことは、都道府県改革です。都道府県改革の一番の中心になるのは、基礎自治体に移すべきものは移して、それも単にかけ声じゃなくて、具体的なスケジュールのもとに段階的に何年までに移し終えるというふうなことがなければいけません。それからもう一つ、各都道府県には広域事務というものがあります。各県ではこれを完結して実現できないでい

る。例えば東京湾などの水の問題一つとっても、国を抜きにしてどこかの県がこれで解決しますということにはならない。必ず関係府県が合同して計画を立て、そして実施をし、そしてゴールを見定めて動いていくということがなければ解決しない。そういう広域部分というものは現に都道府県にありますから、それをどのようにまとめ、そして実施主体のようなものにしていくか。九州あたりでは協議会というものを盛んに進展させているし、関西では広域連合というものを盛んに進展させていると。北海道においては既に特定広域団体として動き始めていると。こういったもの全体を鳥瞰しながら、今言ったような問題を整然と図示していくというのが我々の描く絵だということでもあります。

○江口座長　ありがとうございます。

ほか、協議委員会の先生方、委員の方々、ご発言ございませんか。工程表等について。

山内専務理事、いかがですか。

○山内中経連専務理事　私、皆さん方の意見をお聞きしまして、実はいずれもかなり重要なことを言っておられると思います。いずれも重要であって、私どもとして「これがいい」ということは言いにくいわけですが、ご指名ですので一言だけ申し上げます。

こうしたビジョンを描く際には、ああでもない、こうでもないと言い始めたら、非常に多岐にわたる議論になると思います。しかしビジョンを描く目的は、国民に絵を見せて、そして一つ一つ理解を求めながら、実現に向けて進むことだと思います。

私としましては、十分な議論を尽くすということとともに、ある程度は腕力を持って進めないことには、この議論はいつまでたっても次の段階にいかない、なかなか突破できないという気がいたしております。以上です。

○江口座長　ありがとうございます。

議論というのはどこまで続けたら議論尽くされたことになるかということになってきますし、それは10日、1年、3年かけてもまだだ、まだだというようなそういう政党もあるわけですから、どこまで議論を続けたら、議論を尽くしたことになるのかというような問題も出てくるわけで、最後は最終的にはいろいろご異論は出てくるかと思いますが、最終的には座長案としてまとめさせていただくとか、提示させていただいて、私、腕力弱いんですよ。腕力弱いんですけども、そういう方向で一つのまとまり、まとめをせざるを得ないんだろうというふうに思っています。ここにやはり20人いたら20通り出てくるわけですから、そういうようなことで皆さん方のご意見を踏まえた上で河内山委員も鎌田委員も道州制については賛成というか、推進しようという意見の中でいろいろと建設的な意見を言っているわけですから、そういうようなことも含めて、この工程表も含めて考えてみたいというふうに思っています。

幸いなことに、工程表については7月ということで、今日の議論をもとにして、また今日のペーパーをもとにしながら、タイミングを見て最終報告の素案になる22年の1月になるかもしれませんけれども、そういう今日のご意見をいろいろ勘案しながら、工程表についての、今私はいろいろなご意見を伺ってイメージがわからないんですけども、よく考

えて最終素案ということで提示させていただき、またその方向でご了解をいただけるように努力をしたいというふうに思っております。

すみません、いろいろ議論が工程表については続きまして、時間が詰んでまいりました。まだ、最後ですけれども、資料5です。前回の皆様のご議論を踏まえて、来年3月の最終報告書の決定に向けての議論の取りまとめスケジュールを私のほうで作成をいたしました。税財政・区割り両委員会のスケジュールについても大まかのところご了承いただいておりますけれども、大まかな方向で進めさせていただくということで、こういうスケジュールで進めさせていただこうというふうに思っておりますので、ぜひご協力、またお力添えをいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、もう3月31日にもう最後というふうに期限が決められているわけですから、3月31日までに時間が短いとか長いとかという議論も去ることながら、これだけ3年間いろいろ議論してきたわけですから、私は議論がまだまだ足りない、足りないというようなこと、この委員会の中では足りない、足りないということはないのではないだろうか。皆さんおっしゃりたいことは随分とそれぞれおっしゃってこられたんじゃないだろうかというふうに思いますし、また国民の皆さん方にも先ほど申し上げましたように、北海道、北見、女満別から那覇まで、通算いたしますとこの1年で120回ぐらいですから、もう200回を超えていると思います。いろいろなところでその話をしてまいりまして、先ほど申し上げました国民の理解も認知も、理解とは言いません、認知も広がってきているところでございますし、また自民党のほうも道州制実現を一つの旗印にしておりますし、また民主党も小沢さんとは違った二層制ではない一つの新しい国の形というものを考えなければいけないというようなようでございますので、そういうようなものを勘案しまして、最終報告書をどういうふうにまとめたらビジョン懇として充実した最終報告になるかということを念頭に置きながら、皆様方、今後も変わらず積極的にいろいろとご議論をいただければ大変ありがたいというふうに思います。

このスケジュール表でぜひ進めさせていただきたいと思っておるんでございますけれども、堺屋先生に入っている税財政委員会、それから区割り委員会のほう、これは特にこのきっちりと一つの多くの方々が道州制についての最も注目すべきというか、注目しているところでございますので、これも一つの案として、まとめていただければ大変ありがたい。

繰り返しますけれども、この道州制ビジョン懇談会で最終報告であるとか、あるいはまたこれを国民に強制するとか、あるいはまた政府にこれをこのとおりやるべきだというふうに迫るものではない。一つの参考意見として、大臣にこんな意見もありますよということで提案するものでございますので、その辺のことをぜひごしんしゃくいただいて譲るべきは譲り、また貫くところは貫いて、そうした形で最終的なまとめに持っていくということにお力添えをいただきたいというふうに思います。

○堺屋委員 今の最後のところは、答申する以上は必ず政府に実現してもらうことが前提

で、参考意見じゃなしに、やはり我々の懇談会としてはこれを実現してくれと。それはするかしないかはまた政治的判断です。やはり参考意見じゃなしに実現してくれという答申ということを確認しておきたい。

○江口座長 参考意見という私の言葉を取り消します。少なくとも、こういうふうな方向で考えてほしいという要望を出すという形でまとめさせていただくということにしたいと思います。

それでは、今後このように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今日は時間が10分ほど早いんですが、本日の議論はここまでにさせていただきまして、次回につきましては8月4日、夏暑い盛りでございますが、火曜日、5時から7時までということで開催させていただきたい。

繰り返しますけれども、座長としての私としては、とにかく最終報告を充実したものになりたいというふうに思っておりますし、何かビジョン懇がばらばらはいいですけれども、余りにもばらばらというようなまとめ方はしたくないというふうに思いますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の道州制ビジョン懇談会、終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

午後 6時50分閉会